

平成24年3月5日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年3月5日
開会 9時55分 閉会 11時20分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 6名
委員長 牧野茂敏
副委員長 野原恵子
委員 寺林俊幸 藤谷謹至 小島智恵 千葉幹雄
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 谷口和弥 中橋友子 増田武夫
- 6 審査事件 別紙
- 7 審査結果 別紙

委員長 牧野 茂敏

◇審査内容

(9:55 開会)

○委員長(牧野茂敏) ただ今から、総務文教常任委員会を開会いたします。これより議事に入ります。それでは本委員会に付託されました、議案第19号幕別町庁舎建設基金条例について議題といたします。最初に理事者の説明を求めたいと思います。総務部長。

○総務部長(増子一馬) 議案第19号、幕別町庁舎建設基金条例についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。幕別町役場庁舎建設資金に充てるため、新たな基金を設置しようとするものであります。現庁舎は築後39年を経過し、建物の老朽化のほか耐震性の不足、防災災害復興拠点としての機能不足、バリアフリー化への対応ができていないなどさまざまな問題を抱えております。特に耐震性の問題は深刻であり、このままでは大規模な地震が発生した場合には、建物が倒壊または崩壊する危険性が高いという状況にあります。これまでも、庁舎建設に関する調査特別委員会などにおきましてご説明させていただいているところでありますけれども、これらを解消するために近い将来において新庁舎の建設が必要であると考えておりますことから、この度本条例を提案させていただいたところであります。

以下、条文に添いましてご説明させていただきます。先日の本会議におけます副町長の提案説明と重複する箇所もございますがご理解をいただきたいと思います。

第1条につきましては条例制定の趣旨を、第2条につきましては基金の積み立てについて定めるものであります。第3条につきましては基金の管理について定めているものであり、確実かつ有利な方法により基金の管理を行うことを規定しているものであります。なお、もっとも確実かつ有利な方法とは、安全で危険のない方法で最も経済的な価値を十分に保全発揮できる方法で保管するものであり、基本的な原則として適時適正に預金による運用の利益を図ることとされています。第4条につきましては基金の運用益金の処理について定めているものであります。基金の運用益金、いわゆる利子収入等につきましても当該基金に積み立てをするものであります。第5条につきましては財政運営を行う上で基金に属する現金を、再計現金に繰り替えて運用することができるように定めるとともに、一般会計の歳入予算に繰り入れて運用できるように規定するものであります。なお、繰り替え運用と言うのは一般会計等で資金が一時的に不足した場合に団体の内部で融通できるものであり、各自治体のこのよう基金条例におきましても一般的に規定をしているものであります。第6条につきましては、基金の処分について定めるものであります。庁舎建設に関わる事業を行う場合におきまして、取り崩すことができるというものであります。第7条につきましては委任規定であります。附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(牧野茂敏) 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方挙手を願います。野原委員。

○委員(野原恵子) 庁舎建設に関しましては、合併特例債を活用していくということでしたけれども、このように基金条例を制定するというところで提案がありました。これから基金をどのように積み立てていくのか、庁舎建設までにどれくらいの基金を積み立てていこうと考えているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長(牧野茂敏) 総務課長。

○総務課長(田村修一) 今考えている金額といたしましては、1億7千万から2億程度

と考えております。理由といたしましては、起債を借りて事業を行うと先ほど委員がおっしゃられましたけれども、起債の対象外になる部分が出てくる可能性がある。これにつきましては、项目的には例えば、既存庁舎の解体撤去費。解体撤去費につきましても、既存の庁舎が新たな庁舎を建設する際に支障となる場合については、起債の対象となる可能性もある。細かい点については、これから事業を行う際に、起債の許可権者であります北海道と協議をしなければならないのですが、既存庁舎の解体撤去費、基本設計業務費用、さらに引越しする際に基本的には職員で行う考え方ですけれども、重い物とか電子機器類これらにつきましては業者をお願いするということになると思います。それらの費用につきまして、起債対象外になるということで、起債の対象外になるという部分につきまして、一般財源の方で手当てをしていかなければならないだろうということ、現在のところ仮ですけれども、1億7千万円から2億位になるのではないだろうかとということで、それくらいを目途にというふうに考えております。以上です。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○委員（野原恵子） 5条のところなのですけれども、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができるということですが、この1億7千万から2億をこれから積み立てて、基金として積み立てていきたいということなのですが、そのために住民サービスが低下するような状況になっては、住民の暮らしがますます困難になると思うのです。その点はどうぞお考えになっているのでしょうか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長

○総務課長（田村修一） もちろん住民サービスが低下するというようなことはあってはならないと思いますので、予算の範囲内で通常の住民サービスの低下をまねかないように積み立てていきたいと考えております。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかに。関連、千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 5条の繰り替え運用の話なのですけれども、常識的には庁舎の建設基金においてはありえないと思うのですけれども、そのへんはどうですか。

○委員長（牧野茂敏） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 繰り替え運用ですけれども、基金から繰り替えるということは別にしまして、今までの実績は年間けっこうあります。平成22年度の実績で申しあげますと、財政調整基金、まちづくり基金、減債基金これらから延べ6回、総額で40億円あまり一時的に一般会計の方に活用させていただいているという実態がございます。例えば税金が6月から入ってきたり、そういうような意味で資金不足の時期に繰り替え運用している実態としてはございます。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私の言っているのは、財調とかそういうものはあるのだと思うのですけれども、この基金に限ってはそういうことは考えられないのではないかと。運用では有りうるということを書いてありますけれども、現実問題ではないのだろうと理解しているのですけれども、そういう理解はだめ。

○委員長（牧野茂敏） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 基金の繰り替え運用の関係でありますけれども、過去には一時借入金、起債あたりが入ってくる時期が遅い、工事費は支払いをしていかなければいけない。こういう際には一時借入金を手当てして資金融通をしておりましたけれども、今は特に預金利子がなかなか付かないという状況から、基金の管理も基金自体を一借りをしないで、現金を有効活用していこうという手法に変わってきておまして、財調で十

数億、減債で4億程度ございますけれども、これらの資金で概ねは120億程度の予算規模であれば、基金を活用することで一時的なしのぎはできるとは思います。千葉委員がおっしゃられるように、新たに積んだ庁舎建設基金の原資も融通する必要があるのかどうかという意味では、可能性は低いとは思いますが、基金の取り扱い上使える形にしておくのがベストだろうということで、この条項を設けさせていただいているという案件です。

- 委員長（牧野茂敏） 千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 言っていることは理解しますが、財調とか減債基金とか他の基金がある訳ですから、当然今までどおり基金を優先して、ここは優先度が低い。最後はありうるかもしれませんが常識的には優先度の高い所から運用していく、繰出していくということになるということですので理解していいですか。
- 委員長（牧野茂敏） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 実際に基金を一時的に流用するということとはございますけれども、残高が減って基金の原資が減るということではなくて、一時的に金を使わせていただいて戻すということですから残高自体は変わるものではありません。額的には、一時流用する際も、概ね財調の基金の現金を使うことが多いですけれども、場合によっては減債、あるいは庁舎の基金も可能性としてはあると思っておりますけれども、ほとんど利用は少ないと思っております。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにありましたら。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 基金の中で使う解体費はかなりの額かかると思うのですが、お話しの中で合併特例債にあたらぬ部分はどこのところか、一点お伺いしたいと思います。
- 委員長（牧野茂敏） 総務課長。
- 総務課長（田村修一） 先ほど若干触れさせていただきましたけれども、例えば現庁舎の建っている場所に新たな庁舎を建てるという場合は、新たな庁舎を建てるのにこの庁舎が邪魔になります。そういうような際には対象となる可能性が高いのですけれども、それが例えばずれると、同じ原案ではこの裏というようになっていきますけれども、ずれたりした場合については対象とならないだろうというふうにいわれております。札内にいくというような、場所が変わった場合には対象とならないというふうに言われております。ただ先ほど言いましたように最終的には道との協議が必要となりますので、可能性としてはそういう場合対象とならないと考えております。
- 委員長（牧野茂敏） よろしいですか。ほかにありましたら。寺林委員。
- 委員（寺林俊幸） 先ほど基金の額という内容の件で、1億7千万から2億というお話がございましたけれども、いま藤谷委員からもありました起債から外れる部分について充てるのだというお話でした。細かい内容等はこれからいろいろ出てくるのだろうと思うのですけれども、当然備品もある程度そろえていくというような形だと思うのですけれども、この額で足りるのか、もし足りて、あまった場合の基金の最終運用といいますか、最後のお金の流れということをお聞きしたいのです。
- 委員長（牧野茂敏） 総務課長。
- 総務課長（田村修一） 最後事業が終わりまして基金が仮にあまったとした場合にこの条例は廃止しまして、基金に残っているお金につきましても財産の処分ということで一般会計に繰り入れるという形になると思います。その際には補正予算なり、当初予算なりということで予算案として提案させていただいて議会にご審議いただいて財産を処分するということとなります。ただ私どもといたしましては仮にあまったとしましても、

合併特例債の償還が今後出てくるということになると思います。ですから例えばですけれども減債基金に積立させていただくというような方法をとらせていただいて後々合併特例債を償還する際の財源に充てさせていただくというようなことを考えているところでもあります。以上です。

- 委員長（牧野茂敏） 寺林委員、よろしいですか。ほかにありますか。それでは、なければ議案第19号に対する質疑は以上で終了させていただきます。説明員の方、どうもありがとうございます。説明員退席のため暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

- 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。意見のある方は挙手をお願いいたします。ご意見ありませんか。

（挙手するものなし。）

- 委員長（牧野茂敏） ないようですので討論に入らせていただいてよろしいでしょうか。討論ありませんか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 基金1億7千万から2億ということでした。これは庁舎建設の中では必要な経費かとは思いますが、最初からこの基金条例ということは提案されておりました。そういう点では計画的な財政運用というところで最初から庁舎建設の中ではこういう基金ということをご提案されるべきものではなかったかと思うのです。住民サービスは低下しないということでしたけれども、そここのところもしっかりとこれから見定めていかなければならない問題でもあると思います。そしてまた、この金額でこれからのいいのかどうかということも問われていくところだと思いますので、その点をしっかりと見定めていく必要があるというふうに思っております。ですから計画的な財政運用としては、このところは認めていくことではあるというふうに思っております。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 賛成の立場なのですが、特別委員会でも新築すべきだということでもありますし、当然合併特例債以外のいわゆる持ち出す自己資金というのでしょうか、持ち出しの部分というのが出てくるわけですから、いまの野原委員からのお話がありましたように唐突感はないわけではありませんけれども、私は年次においてきちんと計画的に基金を設けて積み上げていくべきだという立場でありますので、この条例には賛成をしたいというふうに思います。
- 委員長（牧野茂敏） ほかに討論ありましたら。なければ採決をしてよろしいでしょうか。議案第19号幕別町庁舎建設基金条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なし、の声多数あり。）

- 委員長（牧野茂敏） 異議がないと認めます。したがって議案第19号幕別町庁舎建設基金条例は原案のとおり可決をいたしました。ちょっと休憩させてください。

（暫時休憩）

- 委員長（牧野茂敏） 休憩を解いて再開いたします。ただいまの報告書については委員長と副委員長に一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし、の声あり。）

- 委員長（牧野茂敏） それでは、そのようにさせていただきます。次に陳情第2号「消費

税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思いますが、ご意見のある方は挙手を願います。ご意見ありませんか。野原委員。

- 委員（野原恵子） 消費税ですが、いま5%、それをこれから8%、10%に引き上げていく、こういうことを政府は考えていくということで、国会で審議をされているところですけれども、この消費税が増税されますと本当に庶民の暮らしが大変になっていきます。この消費税は所得が低ければ低いほど負担が大きくなるという内容の税制でもあります。

そしていま中小業者には非常に負担が重い、それから農業者に対しても負担が重くなるということで、本当に営業が破壊されてしまうのではないかとということで中小零細業者にとっては本当に深刻な状況になっております。そういう中での増税ということでは、暮らしが成り立たなくなるのではないかとということで、やはり委員会でも十分に論議していくことが必要ではないかというふうに考えております。

また、自治体にとっても確かに消費税というのは還付されてくるのですけれども、町民税とか所得税とか、町に入ってくる税と、消費税の還付される金額というものを差し引きで考えますと、町に入ってくる税そのものが少なくなってくる、そういうことも試算されております。そうしますと町の財政にも大きな影響を与えるのではないかというふうに考えております。

そういう点からもやはり消費税というのは庶民の暮らしを本当に大変にしていく税であるというふうに思っております。ですから十分にここを審議していくことが必要ではないかと思っております。そのほかにまだたくさんあるのですけれども、みなさんから意見出してもらって十分に論議していただきたいと思います。

- 委員長（牧野茂敏） ほかにご意見ありませんか。小島委員。
- 委員（小島智恵） いまの日本の経済ですけれども、デフレ経済ということでやはり増税をいいますと必ず今後税収が下がってしまうので、絶対にこの増税というのは反対であります。むしろ減税によって日本の経済や景気を回復して税収を増やすことが最優先ではないかと思うところであります。

この文章の後半の部分ですけれども、「政府は行政の無駄を削り」というのはいいのですけれども「大企業や富裕層への減税をやめる」というふうに書かれてありますけれども、こちらの減税をやめるというのではなく、むしろこちらの文章ですけれども減税を推し進めるべきではないかと思っております。世界的にも法人税を下げる傾向にありますし、アメリカも法人税を減税するという流れになっておりますし、企業は法人税の少ないほうに移転されるという流れになっていくと思っておりますので、もちろん日本国内の企業も海外に逃げてしまい、それでは日本経済もだめになり雇用も低下ということになっていきますので、富裕層に対しても減税を推し進めるべきだと思います。

中小企業も7割赤字ということなので、法人税払っていないということはこの分税収が少ないというわけですからこの景気回復によってできるだけ黒字化を進めていく。黒字化の企業ももっともっと発展、成長してもらって、もっと法人税を払っていただく。日本全体を活気づかせていく、そういう方向でもっていけたらいいと思っておりますので基本的にはこの増税反対の意見書に賛成であります。

- 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 難しい問題というか、国の借金が1千兆円、国債発行だけが1千兆円を超えて、これからさらに高齢化になって本当に医療、福祉にお金がかかっていく時代で国の財源をどうするか。野原副委員長のほうから言われたように、所得の低い人からの

負担が増えるというふうな消費税の考え方もありますけれども、税の公平化からいけば消費税しかないというところが本音のところでございます。各諸外国から比べても報道等によると日本は消費税が低いということもありますし、この日本の借金を考えたときに、ある程度の消費税増税は必要ではないかというふうな考えもありますし、本当に難しい問題だというふうに思っております。なんといいのか難しいのですけれども、私はある程度の消費税増税は致し方ないというふうな考えでおります。以上です。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 藤谷委員からお話しありました。私も非常に奥の深い、ただ消費税が上がるから困るから云々ということではなくて、国全体の今後の在り方を考えるときに、確かに消費税の持つ逆進性というのでしょうか、比較的所得者に多くかかってくるという非常に危惧される場所もあるのですけれども、ただ少子高齢化の中でこれからの年金とか医療とか介護とかということを見ると、国もいま社会保障と税の一体改革ということで非常に悩ませているところでもありますけれども、我々にとっても単なる税金が上がるから困るとかということではなくて、もっと高い次元で物事を考えていかなければならない問題だというふうに思うところであります。

国民の消費税の増税に対する考え方、見方も非常に、昨日あたりのものはちょっと離れていますけれども、賛成、反対、伯仲しているところでもあります。それらを考えるときに非常に端的に増税はだめだから反対とか、あるいはまた消費税は必要だから賛成とか、なかなか一口に言えない問題でありまして、本当に悩みが深いというのでしょうか、国民の個々の生活のことを考えると税金は少なくとも安いほうがいい。

ただ、国の在り方、こども、孫の時代のことを考えると止むを得ないというふうに思ったりして、なかなか一口で消費税を上げることに賛成とか反対となかなか言いづらい問題だと思いますので、ここはみなさんそれぞれ慎重な議論というのでしょうか、活発な議論をしたほうがいいというふうに思っているところであります。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 消費税の関係につきましては、本当にいま日本の国の情勢を見ますと、借金を少しでも早い時期に減らしていかなくてはならない。将来の、担う方々たちに日本を渡すためにも財政をしっかりと形にしないことは当然のことです。そのひとつの方法として消費税ということでもありますけれども、ただ消費税を上げることは簡単なことだと思うのですけれども、そのためにみなさん言われるように弱者にしわ寄せが行く、また中小企業あたりがいま現状を見ると消費税をなかなかいだけないような形で仕事をされているというようなことから考えても、これはもう弱者を締め付けるだけの増税でしかない。

まだまだ国としてやらなくてはならない、国会議員の削減80名程度するというのも国では言っています。それも含めた中で公務員の削減、給与の削減等もしっかりとやった中で、さらにそれでも足りない部分についての消費税の増税というようなことであれば理解できるのですけれども、またもうひとつ、最低保障されなければならない生活の中で食糧あたりを一律増税の対象にしていくということについてもやはり真剣に考えていかなくてはならない。

その部分がある程度押さえた中で、ほかの部分で例えば贅沢な部分については増税も致し方ないというようなことも考えますけれども、その部分でまた町に対しての財政負担が多くなるというようなことでは困りますので、難しい話ではありますが増税に関してはある程度精査した中での対応は致し方ないということを私は考えます。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○委員（野原恵子） 外国で、例えばイギリスなどでは消費税は税率高いと言っています。16%、それ以上高いとか言われていますけれども、そういうところでは高級品に消費税がかけられていて、食糧品とか教育とか医療とか住宅を建てるとかそういうところには消費税はかけられておりませんので、普通に暮らしている庶民はこの消費税の対象外として暮らしていくことができるのです。ですから高級品の税率が高いということでそこは日本と消費税の内容が違うということを一いつ考えていかなければならないと思います。

また国の税収が下がっているときにやはりその財源として消費税が必要ではないかという意見もありましたけれども、私の資料で見ますと、資料といっても国の税収ですけれども、1996年、このときには消費税が7兆6千億。2010年では消費税が12兆7千億ということなのです。ですから確かに消費税の税収は上がっています。けれども国全体の税収といえますと90兆3千億から76兆2千億に、国の税収は下がっているのです。下がっているところはどこかという、法人税が下がってしまして23.3兆から14.8兆に下がっております。また、所得税、住民税が28兆から24.5兆に下がっております。これは法人税の税率が下げられてきたこと、それから所得税、住民税ということは消費税が税率アップになることによって庶民の暮らし、雇用とかそういうところが悪化しまして、そういうところの税が下がっているということなのです。ですから消費税を税率アップすることによって一方では法人税の引き下げで税収が下がっているということと、私たちの暮らしそのものの中から国全体に入ってくる税が下がっているということが資料から明らかになっているのです。ですから消費税が上がったから必ずしも国の税収が上がるということではないということがひとつ現れていると思います。そしてまたますます景気が悪くなって中小業者が倒産したり雇用が悪化したり、そういう中で国の税収が上がるかというとも必ずしもそうではないということがこれで明らかだと思えます。

また、大企業が外国に事業を拡げていく一番大きな理由は国の税制が高いから外国に行くのではなくて、アンケートによると地元で需要があるからそこに事業を拡大していくということで、企業が海外に出て行く一番のポイントは現地に需要があるというのが68.1%で、税制や融資の優遇措置があるからというのは10.6%で6番目なのです。ですから日本の税収が高いというふうには思っていないということなのです。そういうことがひとつと、それから消費税を上げれば上げるほど、大企業は外国に製品などを売った場合には、外国にはそういう制度がないということで大企業に消費税が還付されるのです。ですから消費税が5%から10%に上げられた場合の税収が還付されるということで、トヨタがある愛知県の税務署は赤字になる。それは大企業に還付するから税務署が赤字になる。そういう現象も生まれてきているということです。雇用も非正規になっておりますけれども、非正規雇用になりますと、ものという扱いで消費税の控除の対象になって、大企業は正社員よりも臨時職員とか派遣に雇用を拡げることによって還付の対象になるので、正社員よりも非正規雇用にしていく。消費税の税制の中では雇用もだんだん悪化するのです。幕別の臨時職員も人件費ではなくて物品費で落とされていますから、そういうところでもますます雇用が悪化するということで、経済の停滞に結びつくと思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありましたら。さまざまな意見が出されておりますが、もう少しご意見等いただければと思います。一旦休憩をいたしますか。それでは45分まで休憩をしたいと思います。

- 委員長（牧野茂敏） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。ご意見ありませんか。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） さきほど私も言ったように本当に難しい問題で、また去年の3.11東北の大震災があつてからすべての面に関して復興もそうですし、日本の状況というのは大変な状況にあるということは認識していますし、その中で消費税が関わる役割というのがどういうふうな形で、復興に関してもそうですし、医療制度にしてもそうですし、また少子化対策、年金といろいろ問題がある中でこの問題は本当に難しい問題だと思っています。その中でやはりもう少し勉強して真剣にこの消費税増税の問題に関して精査して意見を述べたいと思いますので、継続中の審議にしたいと考えますけれどもいかがでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） ただいま藤谷委員のほうから継続審査の要求がありましたけれども、いかがでしょうかみなさん。
（異議なし、の声多数あり。）
- 委員長（牧野茂敏） それでは陳情第2号「消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書」はさらに内容を検討いたしまして継続審査とすることにご異議ございませんか。野原委員。
- 委員（野原恵子） その前に、会期中の継続審査ということでよろしいでしょうか。
- 委員長（牧野茂敏） 会期中の継続審査とすることでご異議ございませんか。
（異議なし、の声多数あり。）
- 委員長（牧野茂敏） それでは異議なしと認めます。したがって陳情第2号「消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書」は会期中の継続審査としたいと思います。次に陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。なお、審査に入ります前に各委員に申しあげておきます。私のほうから事務局にお願いしてお手元に政党助成制度の資料を提出しておりますのでご覧いただきたいと思います。それでは本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。事務局のほうより資料を説明したいということでございますので、よろしく願いいたします。事務局長。
- 事務局長（米川伸宜） それでは資料について簡単にご説明を申しあげます。
1ページ、政党助成制度でございますが、選挙制度及び政治資金制度の改革と軸をひとつにして創設された制度でございます。平成6年の政党助成法に基づく制度でございます。政党交付金の総額のところですが毎年政党交付金の総額は人口、これは直近の国勢調査の結果による確定数ですが、人口に250円を乗じて得た額を基準としておりまして平成17年の国調人口で算出すると、ここにありますように約319億円となります。その下、政党交付金の使途のところでございますが、国は政党交付金の交付に当たっては条件を付したり、その人について制限されてはならないというふうにされております。また、政党は政党交付金が国民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであるということに特に留意をして適切に使用しなければならないというふうにされております。また、政党交付金の使途の適正ということで、使途の報告を通じて広く国民の前に明らかにして国民の批判と監視の下におくということにされております。
2ページでございます。政党交付金の交付の対象となる政党の要件でございますが、交付の対象となる政党は政治資金規制法上の政党団体であつて次の1、2のいずれかに該当

するというので、ひとつには所属国会議員が5人以上、もうひとつ②ですが所属国会議員が一人以上で且つ、次のいずれかの国政選挙で得票率が2%以上の者ということで衆議院、参議院があげられております。下の法人格の取得というところでは、政党交付金は法人格付け予報の規定に基づく法人である政党に対して交付することとされておりまして、法人格を取得するまでは交付金を受け取ることができないとされております。

最後3ページ、政党交付金の配分の方法です。議員数割と得票数割として交付金の総額を2分の1ずつに分けて算定されるということになっておりまして、ひとつの議員数割ということでございますが衆、参両院の議員数の割合によって半分が交付されるということでございます。もう半分は得票数割、前回の衆議院選挙、前回、前々回の参議院選挙の得票率で算定されるということで、その下の例のところでもあるのですが、約320億円の半分ずつということで、得票数率、総額を160億円と仮定した場合、上の4分の1の衆議院の小選挙区、比例選挙区で40億円ずつ。下の参議院選挙の前回、前々回で4回ありますので20億円ずつ。このように配分されるという内容でございます。23年分の政党交付金の交付決定額はここにありますように九つの政党に319億円ほど交付されております。1番下の※印のところですが、日本共産党はこの制度の反対を主張しておりますので受け取り団体に登録していないということでございます。以上です。

- 委員長（牧野茂敏） ただいま局長のほうから説明をいただきましたけれども、意見書案とあわせてみなさんのご意見をいただきたいと思っております。どなたかありませんか。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） 詳しい経過について熟知はしていませんけれども、確か金権政治ということで批判を受けて個人が企業から献金を受けられないとか、あるいはまた企業団体からは政党しか献金を受けられないとか、要するに一体の中で、確か当時国民コーヒー1杯くらいだったら負担をしよう。きれいな金のかからない選挙も含めて政治改革の中でこういう経過があったのだろうと思うのです。そうした中でもらっていない政党もいることも事実ですけれども、これはこれで国民の中にある程度定着してきて、もしここで言うように廃止をした場合、政治にはある程度の経費、コストはかかるわけですから、どこに求めていくのかということになってくると思うのです。ですから元の本当にオープンにして個人も企業団体献金も全部受けられるということにしてしまうのか、これがなくなった場合に。そこまで考えないと簡単に政党助成金320億、国民の必要な財産をだしているからやめろということにはなかなかかなりづらいのだろうと思うのです。これもまたなかなか、先ほどの消費税の問題ではないのですけれども奥の深い、やはりセットで考えなくてはならない問題だというふうに私は思うのです。それでこれも当然この意見書案はかなり以前にいただいておりますけれども、もう少し私なりに精査をさせていただく時間がほしいというふうに思いますので、今日のところは前のあれと同じように閉会中の継続審査にさせていただければというふうに私は思います。ほかの方ご意見があれば。
- 委員長（牧野茂敏） ただいま千葉委員のほうから、開会中ですね。
- 委員（千葉幹雄） 閉会中ではなくて開会中のです、ごめんなさい。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにご意見ありましたら。野原委員。
- 委員（野原恵子） 勉強していくということは賛成ですけれども、この政党助成金がつくられたということでは細川内閣のときに政治改革ということで小選挙区制とセットで持ち出された制度ということですから。議会事務局から制度の内容については資料いただいているのですが、出された背景ということではこういうことがありました。

それで政党助成金というのは国民がどの政党を支持するかはひとりひとりの自由ですから、そういうところに政党助成金というのは自分の納めた税金が政党に配分されるということです。自分の支持をしていない政党にも税金として強制的な献金制度のようなことです。これは憲法では思想良心の自由、19条ということで定められていますから、税金を政党に配分することは憲法に反するというふうに思います。やはりきちんと政党というのはひとりひとりの、個人個人の意思で、政党に個人が献金することで政党が成り立っていくというのが民主的な政党の在り方だと思うのです。ですから税金を政党に配分するというのはいさぎよくない政党の在り方ではないかと思えます。このとき細川内閣は将来的には企業団体献金を禁止する、5年後には交付金総額を見直す、こういう説明でスタートしているのですけれども、それが見直ししないで政党支部への献金を容認するという形で企業献金の抜け道をつくるということになっています。それで、政党交付金と企業団体献金の2重取りということがずっと続けられてきている。こういうことがいま問題になってきている。ですから最初は共産党がずっと政党助成金廃止すべきではないかということだったのですけれども、いま国民世論の中にも政党助成金、政党交付金は廃止すべきではないか、こういう声が大きくなってきているひとつの背景にあると思います。

またこの政党助成金の使い方というところでは例えばこれは1995年のときですけれども、ヘアメイク代に使われているとか、高級料理店やお寿司屋さん、飲み食いに使われている。これは領収書ではっきりします。そういうこととか、選挙のときに選挙費用、アナウンス嬢に使われているとか、供託金に使われているとか、そういうふうなことが領収書の中からも明らかになってきております。ですから、そういうことでいいのかということが大きく問われるところでもありますし、いま比例定数を削減するというのも言われておりますけれども、こういう中で比例定数80ということでは56億円の削減になると試算されていますけれども、政党助成金をなくせば国民一人当たり250円、約320億ですからそういうところをしっかりと削っていくということがいま問われているのではないかとこのように思います。ですから、そういうところもしっかりと審議していくことが必要ではないかと思えます。

政党助成金廃止というのは大樹町では全会派で通っていますので、そういうことも考慮に入れておくことが必要ではないかと思えます。

- 委員長（牧野茂敏） ほかになければ先ほど千葉委員のほうから会期中の継続審査にしたいという話でありましたけれども、まだほかにご意見ありましたら伺いたいと思えますけれども。藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 政党助成金ということですが本来はやはり田中角栄のロッキードとか造船問題とか政治と金の問題に対してできたという法律だというふうな見識しかないのですけれども、これを廃止してしまうとまた企業団体献金とか汚職の巣になりうる可能性もあると思うのです。国民一人250円で選挙権のない人からも取るということは問題かという部分はあるのですけれども、政治と金という部分ではやはり政党にある程度お金を持たせて、政党の中でしっかり運用していけば問題のない法律なのかというふうに思っていました。私自身もう少し勉強したいという部分もありますので先ほど千葉委員が言われたように会期中の継続審査にさせていただきたいと思えます。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 政党助成金ですが例えば志のある一般の白紙の状態の方が政治家を目指し新しい政党を立ち上げるとなった場合に、例えば選挙になったときに既存

の政党とは税金でこのように政党助成金が出るということでかなり選挙の上では不利になるということはどうなのかということが疑問でもありますし、税金が財源となっているということで政治家のみなさんかなかその毎年のように交付されていて自覚がごく少なくなっているのではないかとこのところの疑問がございます。

それから企業や団体、個人からの献金について廃止にしたいという形で文章が書かれてありますけれども、これについてはあまり規制をかけずに自分の応援したい政党を自由に応援するという形であっていいのではないかと、あまり規制をかけるべきではないのではないかとこのように思います。ただ、その場合には癒着をしないような政策を考えていかなければならないと思います。この意見書については基本的には賛成いたします。

○委員長（牧野茂敏） 継続審査についてはよろしいですか。

○委員（小島智恵） 継続審査でよろしいです。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 政党助成金につきましてはみなさん言われたとおり汚職の関係からこういうふうに政党へ助成金を出してクリーンな政治をしていただきたいと、国民の意思の中で助成金の制度が開始されたのだというふうに認識していたわけですが、この中にもいろいろ問題があると思うのです。使い道が何に使ってもいいというようなお金の使い方ということ自体がおかしい。しっかりと政治のために使っていただけるものであれば政党助成金が生きてくるのだけれどもいまのままではなかなか難しい問題がある。かといってこの制度を廃止してしまうと昔の汚職につながるような企業献金がどんどん増えてくるというようなことはありうるのだろうと。こういうことにはしないようにしなければならない。そういうことからいけば当然使い道にはいろいろと問題はあるけれども、政党助成金についてはある程度のをやはり出していくことがクリーンな政治につながるのではないかとこのように考えますけれども、私も勉強不足で会期中の継続審査ということでまたさらにその間勉強させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（牧野茂敏） それでは、先ほど千葉委員から陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」はさらに内容を検討する時間がほしいということでありましたので、会期中の継続審査とすることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（なし、の声多数あり。）

○委員長（牧野茂敏） それでは異議なしと認めます。したがって陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」は次回委員会に継続審査としたいと思います。

次に陳情第4号「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書」を議題といたします。私のほうから提案をしたいと思いますが、「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書」、今回の一般質問の中で野原議員、田口議員より関連する質問項目が出されております。その答弁等を聞き執行者の姿勢などを確認したうえで再度協議をして議論を深めたいと考えておりますが、そのために継続審査として行いたいと思います。このへんについてどのようにお考えでしょうか。野原委員。

○委員（野原恵子） 二人、私と田口議員が一般質問でこの件について質問を予定しているところですが、委員会は委員会として審議してもいいと私は思うのですが、委員長のそういう提案もありまして継続審査ということで、これも十分勉強いたしまして臨むということでは継続でもいいというふうに思っております。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありますか。なければ陳情第4号の「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書」は次回委員会に継続審査としたいと思います。暫時休憩をさせていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（牧野茂敏） それでは再開をいたします。次回委員会は3月14日庁舎建設に関する調査特別委員会の、時間は未定ですが終了後に行いたいと思います。よろしいでしょうか。お計りしたいと思います。閉会中の所管事務調査なのですが次回委員会でよろしいですか。次回の調査項目についてはいま決めておきますか。

それではその他に入らせていただきまして、総務文教常任委員会の所管事務調査の項目についてお計りをしたいと思います。調査終わった実施日が載っていますが、次回はどの項目について調査するかご意見を伺いたいと思います。暫時休憩させていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（牧野茂敏） 再開いたします。所管事務調査については、エの土地利用及び開発調整に関する事項、オの国土調査及び統計に関する事項。時期的には委員長、副委員長に一任していただけますか。

（異議なし、の声あり。）

○委員長（牧野茂敏） それではそうさせていただきますと思います。ほかにみなさんから何かありましたら。なければ総務文教常任委員会をこれで終了させていただきますと思います。

（11：20 閉会）